大分県看護師等修学資金貸与制度について(ご案内)

大分県では、看護師・准看護師(以下「看護師等」といいます。) を養成する施設に在学中の方で、卒業後、県内の200床未満の病院・診療所などの対象施設(以下、「対象施設」といいます。)で看護職員として仕事したいと考えている方に、修学を支援する「看護師等修学資金貸与制度」を設けています。

1 貸与の条件

- (1)対象者 看護師等養成施設に在学している者で、卒業後、対象施設において5年間継続して看護業務に従事することが確実であると認められる者。
- (2)貸 与 額 看護師修学資金 (民間養成施設) 貸与額 36,000円/月 准看護師修学資金(民間養成施設) 貸与額 21,000円/月
- (3)貸与期間 1年間(継続貸与あり)

(4)返還免除

卒業後、1年以内に免許を取得し、免許取得後、直ちに「対象施設」に就業、<u>引き続き5年間</u>看護職員の業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除となります。

(5)返 還

以下に該当した場合は、貸与を受けた修学資金を、その事由が生じた日から、 1月以内に、一括して返還してください。

- ① 修学生が次のいずれかに該当し、貸与契約が解除されたとき。
 - ア 退学したとき
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
 - エ 死亡したとき
 - オ その他看護師等修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと 認められるとき
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき
- ③ 看護職員の免許取得後、直ちに、対象施設において看護業務に従事しなかったとき
- ④ 返還の免除を受ける前に、業務外の理由により死亡、又は対象施設において業務に従事しなくなったとき

- 2 看護師・准看護師修学資金貸与対象施設(大分県内)-抜粋-
 - (1) 医療法第7条第1項の規定により許可病床数が 「200床未満の病院」 (大分市・別府市・由布市以外に所在する病院は200床以上も含む)
 - (2) 許可病床数のうち、精神病床数が 80%以上を占める病院
 - (3) 医療法第1条の5第2項に規定する 「診療所」
 - (4) 児童福祉法第42条第2号に規定する 「医療型障害児入所施設」 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (5) 児童福祉法第7条第2項の規定により指定された 独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (6) 介護保険法第8条第28項に規定する 「介護老人保健施設」 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (7) 介護保険法第8条第29項に規定する 「介護医療院」 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (8) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「特定施設入居者生活介護」を行う事業に限る。)を行う事業所(看護職員として従事する場合に限ります。)
 - ※「訪問看護事業所」については、上記の200床未満の病院、診療所、 介護老人保健施設又は介護医療院に3年以上看護業務に従事した後 に、就業した場合に限ります。
 - (9) 介護保険法第115条の46第1項に規定する 「地域包括支援センター」 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (10) 老人福祉法第20条の4に規定する 「養護老人ホーム」 (看護職員として従事する場合に限ります。)
 - (11) 老人福祉法第20条の5に規定する 「特別養護老人ホーム」 (看護職員として従事する場合に限ります。)